

福岡県福祉サービス第三者評価の結果

【第三者評価機関】

名 称	特定非営利活動法人 医療福祉ネットワークせいわ		
所 在 地	〒840-0015 佐賀県佐賀市木原二丁目 6 番 5 号		
T E L	0952-41-6522	F A X	0952-41-6524
訪 問 調 査 日	平成 26 年 1 月 22・23 日	評 価 調 査 者 登 録 番 号	07-a00012 07-b00006

【福祉サービス事業者・施設基本情報】

法 人 名 称	こがし 古賀市		
法 人 の 代 表 者 名	たけした しづお 竹下 司津男	設 立 年 月 日	昭 ^和 ・平成 28年 3月 31日
施 設 名 称	こがしりつ めぐみほいくしよ 古賀市立恵保育所	施 設 種 別	認可保育所
施 設 所 在 地	〒811-3123 古賀市米多比1378		
施 設 長 名	なかむら ゆうこ 中村 裕子	開 設 年 月 日	昭 ^和 ・平成 28年 3月 31日
T E L	092-946-3801	F A X	092-946-3801
E メ ー ル ア ド レ ス	megumi-h@city.koga.fukuoka.jp		
ホ ー ム ペ ー ジ ア ド レ ス	https://www.city.koga.fukuoka.jp/cityhall/work/kosodate/001.php		
定 員	100 ^名 ・世帯(現員108名・84世帯) ※該当を○で囲む		

【評価結果】

1 総 評

(1) 特に評価の高い点

I. 恵まれた自然環境や地域環境を生かした保育が展開されています。

恵保育所は、古賀市の中でも東部の丘陵地に位置しています。保育所は竹林をバックにしながらしンボルツリーとも言えるクヌギやカシ、マキといった巨木がある広々とした運動広場を有しています。その自然に恵まれた環境の中で、子どもたちは伸び伸び走り回り、秋には栗の収穫やどんぐりなどを拾い集めるなど、自然に触れながら季節の移り変わりを様々な体験を通して感じる事が出来ます。保育士は、保育方針に掲げられている「自然や命の大切さに気づく」取り組みにつなげられるように、環境を生かした保育活動を展開されています。

また、恵保育所の歴史は古く、開設当初から地域の中で見守られ、支えられながら運営されており、高齢者施設や小中学校などとの交流が盛んなことから「地域に根付いた保育所」であることをうかがい知ることが出来ます。

II. 食育への積極的な取り組みが見られます。

食育については、指導計画とは別に「食育カリキュラム」が策定されています。加えて、年齢に応じた「月ごとのテーマに基づく食育」にも取り組まれており、子どもの食への興味や関心を育むための細かな配慮も見られます。広い園庭を利用した菜園活動では、収穫した野菜を使つての「クッキング保育」にも取り組まれています。また、「親子クッキング」も行われており、自然の恵みを生かした素材を提供しながら、保護者にも食育への関心を持ってもらえるように考えられた取り組みと言えます。

III. 特別に配慮が必要な子どもに対する繊細な対応が各種計画や記録から読み取れます。

食物アレルギーを持つ子どもについては、主治医の指示の下で、食材一つひとつについて、「どの食材を、どの程度まで食べられるか」など、細部にわたる指示を受けながら慎重に取り組まれています。また、個別の対応マニュアルも職員へ周知されており、アナフィラキシーショック等へも迅速に対応できるように体制が整えられています。給食調理場には、食物アレルギーのある子どもの氏名とアレルゲンが表示されており、ラップなどを用いた除去食の誤配膳防止策も機能しています。献立表にも、食物アレルギーに応じた代替食材等が掲載されています。障がいのある子どもや気になる子どもについては、「個別カリキュラム」や「個別記録」により細やかに対応され、担当保育士は、障がい児保育の研修会や、専門機関との連携から得られた助言などを生かして保育に取り組まれています。虐待に関しても、行政や関係機関とのネットワークの中で、早期発見及び対処に努められています。

(2) 改善を求められる点

I. 各種マニュアルや規程の種類及び内容の充実と定期的な見直しが求められます。

今回の当該評価受審に向けて、全体的にマニュアルや規程が見直され、不足していると判断されたものは、新たに整備されています。しかし、その種類や内容については、更なる充実が求められます。運営管理面におけるマニュアルと保育面でのマニュアルの双方において充実を図られることが課題と言えます。マニュアルや規程には、人権尊重やプライバシーに関する留意点を含める工夫も期待したいところです。

II. 周知や情報の共有化に向けた更なる取り組みを期待します。

様々な工夫や記録により、情報の共有化に取り組まれています。組織全体にはもちろん、保護者や地域に向けた情報発信も保育所に対する更なる理解が深まる取り組みと言えますので、その積極的な取り組みを期待したいところです。また、研修報告書の充実など組織内での情報の共有化の仕組みの再検討も必要と思われる。常勤・非常勤職員を含めた包括的な仕組み作りが課題と言えます。

III. 保護者からの意見対応や苦情解決の仕組みについて更なる積極性が求められます。

保護者の意向の把握は懇談会や個別面談などで行われていますが、定期的な取り組みとしては課題が残ることが「当該評価における保護者へのアンケート調査の結果」から読み取れます。また、苦情の受付や解決の仕組みについて更なる情報発信が求められることも、前述の「保護者へのアンケート調査結果」から読み取れます。苦情に関する受付から解決までの記録は残されており、実際の対応は丁寧に行われているようですので、今後は、仕組みの周知に向けた効果的な方法の確立を期待します。併せて、苦情の内容や対応結果の公表についても、申出人のプライバシーに配慮しながら、実現されることを期待します。

2 第三者評価の結果に対する事業者のコメント

(H26.3.17)

今回「第三者評価」に取り組むにあたり、この事業の意義や目的、必要性等について、保育所内全職員で確認しながら意思統一を図ることができました。その上で個々の職員が、それぞれの役割を自覚し責任を持って、子どもの姿や発達年齢に応じた保育環境づくりとは何かということを変えて考える機会となりました。

保育所内の作業の効率化を図るため3つのチームを組織し、各チームリーダーを中心に、改善点の洗い出しや未整備だった各種対応マニュアルの作成などについても取り組むことができました。全職員で勉強会を重ねる中で、それぞれが目標を掲げ意思統一と情報の共有化が図れたことは、一体感と共通理解の下で保育を実践していく上でも意義深く、貴重な体験となりました。

今回の評価結果に接し、「a」評価をいただいた項目については、その評価に甘んじることなく更に質の向上を図り、更に努力が必要と評価された項目については、改善点を明確にし、改善計画を立てるなどして取り組んでいきたいと考えています。

※ 「利用者アンケート調査結果」については、真摯に受け止め、改善すべき点は改善し、信頼関係が更に深まり、これまで以上に保育所の取り組みに対し理解と協力がいただけるよう努力していきたい。

※ 「保育理念」「基本方針」を軸として、保育所の特色や地域性を十分理解した上で、子どもたちへの関わりや保護者支援に取り組んでいきたい。また、保育所情報については、保護者はもちろんの事、地域にも発信できるよう、今後も職員間で協議・検討していきながら取り組んでいきたい。

※ 全職員が様々な事象にも的確に対応できるよう、「手順書」や「法令集」、各種「マニュアル」等、プライバシー保護にも留意しながら作成していきたい。

保育所の責任者として、今回の評価結果を真摯に受け止め、職員一同更なる「保育サービスの向上と質の確保」に努めていきたいと思えます。

3 共通評価基準及び個別評価基準の評価項目による第三者評価結果（別添）

【保育所】 個別評価基準 評価項目（全77項目）の評価結果

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

【I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。】			評価結果	コメント
1	I-1-(1)-①	理念が明文化されている。	①・b・c	理念・基本方針は、古賀市3ヶ所の市立保育所所長会で協議の上、「児童の最善の利益」を考慮して明文化されています。特に、当保育所で基本方針の中に付加されている「自然の大切さに気付く取り組み」には、地域の特色が反映されています。
2	I-1-(1)-②	理念に基づく基本方針が明文化されている。	①・b・c	
【I-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。】			評価結果	コメント
3	I-1-(2)-①	理念や基本方針が職員に周知されている。	a・①・c	職員には「事業計画」を、保護者には「恵保育所の生活」(入所のしおり)を、それぞれ年度当初に配布し説明されています。課題としては、周知状況の確認と周知に向けた継続的取り組み、そして地域社会に向けた情報発信が挙げられます。
4	I-1-(2)-②	理念や基本方針が保護者等に周知されている。	a・①・c	

I-2 計画の策定

【I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。】			評価結果	コメント
5	I-2-(1)-①	中・長期計画が策定されている。	該当なし	公立保育所の管理者に与えられた職掌の範囲外であるため、評価は行っていません。
6	I-2-(1)-②	中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	該当なし	
【I-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。】			評価結果	コメント
7	I-2-(2)-①	事業計画の策定が組織的に行われている。	a・①・c	事業計画は、年度末に各クラスから提出される「保育の総括」等を基に評価・反省を行い、次年度の計画に反映する仕組みとなっています。その周知については、「事業計画」及び「保育の方向性」を職員に、「入所のしおり」を保護者に、それぞれ配布・説明を行うことで図られています。定期的で継続的かつ具体的(特に保護者に向けて)な更なる取組みを期待します。
8	I-2-(2)-②	事業計画が職員に周知されている。	a・①・c	
9	I-2-(2)-③	事業計画が保護者等に周知されている。	a・①・c	

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

【I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。】			評価結果	コメント
10	I-3-(1)-①	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	①・b・c	所長は、次年度の「保育の方向性」を明らかにして自らの責任と役割を表明されており、法令等に関する研修会で最新情報を把握した上で、組織運営に当たっています。法令遵守に向けた取り組みとしては、関連法令等のリスト化が課題と言えます。
11	I-3-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・①・c	
【I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。】			評価結果	コメント
12	I-3-(2)-①	質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	①・b・c	質の高い保育の実践には「保育士の受容、共感の態度が大切」という基本資質を矜持されており、職員の資質の向上に力を注がれています。所長として環境改善に向け「職員加配の獲得」が確かな取組みとして挙げられます。
13	I-3-(2)-②	経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	①・b・c	

II 組織の運営管理

II-1 経営状況の把握

【II-1-1 経営環境の変化等に適切に対応している。】			評価結果	コメント
14	II-1-1-1-①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	①・b・c	所長は、「古賀市次世代育成計画」を受け止めながら恵保育所の実態を掌握し、その地域性や立地環境などを十分に把握した上で、運営に生かした計画策定やその達成に向けた取り組みを展開されており、与えられた権限の中で責任と役割を果たされています。外部監査については、公立保育所の管理者に与えられた職掌の範囲外であるため、評価は行っていません。
15	II-1-1-1-②	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	①・b・c	
16	II-1-1-1-③	外部監査が実施されている。	該当なし	

II-2 人材の確保・養成

【II-2-1 人事管理の体制が整備されている。】			評価結果	コメント
17	II-2-1-1-①	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	①・b・c	市の人事計画の下で人事管理が行われています。保育所の実態を捉えた加配の要求も実現されており、人事面においては充実しています。人事考課も市の制度により実施されており、職員個々の評価や面談により意欲喚起が図られています。
18	II-2-1-1-②	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	①・b・c	
【II-2-2 職員の就業状況に配慮がなされている。】			評価結果	コメント
19	II-2-2-2-①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	①・b・c	市職員としての福祉厚生事業が適用されており、充実した内容となっています。職員の就業状況についても市全体で把握されており、問題点の抽出及び課題の整理、改善への取り組みが実践されています。
20	II-2-2-2-②	職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	①・b・c	
【II-2-3 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。】			評価結果	コメント
21	II-2-3-3-①	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	①・b・c	「古賀市次世代育成計画」に「職員の教育・研修についての基本姿勢」が明示されており、保育所内では「保育環境」や「人権問題」をテーマに掲げて研修に取り組みられています。個人別の研修については、「自己評価シート」を手掛かりに、一人ひとりの資質を把握しながら進められています。研修成果については、報告・発表の機会が設けられ共有化が図られています。しかし、「研修報告書」等の更なる内容の充実は今後の課題と捉えます。
22	II-2-3-3-②	個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され、計画に基づいて具体的な取組が行われている。	①・b・c	
23	II-2-3-3-③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	a・b・c	
【II-2-4 実習生の受け入れが適切に行われている。】			評価結果	コメント
24	II-2-4-4-①	実習生の受け入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	①・b・c	「実習生受け入れマニュアル」が整備され、その意義や目的、方法等が明示されています。受け入れに当たっては、「保育人材の育成についての公立保育所としての責務」を果たすべく積極的に取り組まれています。

II-3 安全管理

【II-3-1 こどもの安全を確保するための取組が行われている。】			評価結果	コメント
25	II-3-1-1-①	緊急時（事故、感染症の発生時など）における子どもの安全確保のための体制が整備されている。	①・b・c	緊急時の対応について様々な事例を挙げた「緊急時対応マニュアル」が整備され、職員への共通理解が図られています。火災避難訓練が月1回、地元機関の協力を得て行われ、日常的には「遊具点検係」を配置したり、ヒヤリハット報告で事故予防に努めたりと、緊急時や災害時の備えと防止に向けて積極的に取り組まれていることがうかがえます。
26	II-3-1-1-②	災害時に対する子どもの安全確保のための取組を行っている。	①・b・c	
27	II-3-1-1-③	子どもの安全管理のためにリスクを把握し、対策を実行している。	①・b・c	

Ⅱ-4 地域との交流と連携

【Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。】			評価結果	コメント
28	Ⅱ-4-(1)-①	子どもと地域とのかかわりを大切にしている。	①・b・c	子どもの社会性を育てる目的で、小中学校や高齢者施設「みどり苑」との交流など様々な活動が見られます。また、「わくわく体験事業」を地域開放への核としながら育児相談活動に努め、「わくわく便り」の発行など育児情報の提供にも取り組まれています。豊かな保育活動の実践のため、ボランティア受入れに関するマニュアルを整備し、職員間で共有化が図られています。
29	Ⅱ-4-(1)-②	事業所が有する機能を地域に還元している。	①・b・c	
30	Ⅱ-4-(1)-③	ボランティア受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	①・b・c	
【Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。】			評価結果	コメント
31	Ⅱ-4-(2)-①	必要な社会資源を明確にしている。	①・b・c	社会資源や関係機関、団体等を類型化し、職員間の共有化が図られています。特に要保護児童地域対策協議会等とのネットワークが密であり、具体的な取り組みが図られています。
32	Ⅱ-4-(2)-②	関係機関等との連携が適切に行われている。	①・b・c	
【Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。】			評価結果	コメント
33	Ⅱ-4-(3)-①	地域の福祉ニーズを把握している。	①・b・c	所内に意見伺板を設置しての意見聴取や、各行事等のアンケート、地域に向けた相談活動などにより、地域ニーズの把握に努められており、「わくわく体験事業」の開催、「育児・食育講座」への職員の派遣などにつなげられています。
34	Ⅱ-4-(3)-②	地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	①・b・c	

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

【Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。】			評価結果	コメント
35	Ⅲ-1-(1)-①	子どもを尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	①・b・c	保育理念に基づき子供を尊重した保育の実践が見られます。人権尊重や虐待防止に関する研修に参加し、職員間での共通理解も進んでいます。プライバシーについては、事例を基に個人情報保護に関する勉強会などが行われています。しかし、羞恥心への配慮などを含むマニュアル等については、十分とは言えない状況が見受けられます。マニュアルの充実が図られることを期待します。
36	Ⅲ-1-(1)-②	子ども・保護者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	a・①・c	
【Ⅲ-1-(2) 利用者満足の上昇に努めている。】			評価結果	コメント
37	Ⅲ-1-(2)-①	利用者満足の上昇を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	a・①・c	行事アンケートや、クラス懇談会、個別面談により意向の把握に努め、分析の結果に基づき改善策が検討され、改善活動につなげられています。しかし、保護者会役員以外の保護者への結果の公表については今後の課題と言えます。
【Ⅲ-1-(3) 保護者が意見等を述べやすい体制が確保されている。】			評価結果	コメント
38	Ⅲ-1-(3)-①	利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	①・b・c	意見・要望等の受付担当者は掲示されており、入所式等で説明も行われています。対応マニュアルについては、整備されたばかりであり、今後の運用及び定期的な見直しを期待します。苦情については、第三者委員会の設置はないものの、受付から解決までが記録されており、手順に沿った対応は見られます。しかし、苦情内容及び解決結果などの公表については課題と捉えます。
39	Ⅲ-1-(3)-②	苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	a・①・c	
40	Ⅲ-1-(3)-③	保護者からの意見等に対して迅速に対応している。	a・①・c	

Ⅲ-2 サービスの質の確保

【Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。】			評価結果	コメント
41	Ⅲ-2-(1)-①	サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	①・b・c	年2回の「自己評価システム」で保育内容に関する振り返りが行われています。初めての当該評価受審に向けて、当該評価基準の自己評価にも取り組まれ、課題の抽出から改善に向けた体制整備と改善活動が展開されています。今後は、当該評価の定期的な受審と評価結果に基づく継続的な改善活動を期待します。
42	Ⅲ-2-(1)-②	評価結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善計画を立て実施している。	a・①・c	
【Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。】			評価結果	コメント
43	Ⅲ-2-(2)-①	提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	a・①・c	年齢ごとに作成されている「保育カリキュラム」に手順や係わりが記載されており、「カリキュラム」に基づいた保育が実践され、定期的な評価と見直しも行われています。しかし、手順からはプライバシーや羞恥心への配慮に関する事項が読み取れない状況がうかがえます。保育場面ごとの標準的な実施方法の更なる充実を期待します。
44	Ⅲ-2-(2)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立されている。	a・①・c	
【Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。】			評価結果	コメント
45	Ⅲ-2-(3)-①	子どもに関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	①・b・c	個人別・クラス別の記録が残されており、特に配慮が必要な子どもに関しては、「要支援児個人記録」が作成され、ケース会議において情報の共有化が図られています。また、各記録については、職員会議等において「記録に主観を入れず、子供の様子や背景を見る」などの共通理解が図られており、市の「ファイリングシステム」に基づいて管理が行われています。
46	Ⅲ-2-(3)-②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	①・b・c	
47	Ⅲ-2-(3)-③	子どもの状況等に関する情報を職員間で共有化している。	①・b・c	

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

【Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。】			評価結果	コメント
48	Ⅲ-3-(1)-①	利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	a・①・c	市のホームページやパンフレットにより情報が提供されていますが、市役所のみならず、他の公共施設などでも入手できるような取り組みは課題と言えます。利用開始時の説明については、入所のしおりを用いて行われており、見学にも対応されています。
49	Ⅲ-3-(1)-②	サービスの開始にあたり保護者等に説明し同意を得ている。	①・b・c	
【Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。】			評価結果	コメント
50	Ⅲ-3-(2)-①	事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	①・b・c	0才児から保育要録を作成するなど、保育の継続性を大切にされていることがうかがえます。相談窓口を設け、懇談会や卒園式で「卒園後も相談に応じる」ことが説明されています。

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

【Ⅲ-4-(1) 子どもや保護者のアセスメントが行われている。】			評価結果	コメント
51	Ⅲ-4-(1)-①	定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	①・b・c	入所時の保育台帳により「子供の身体状況や家庭の状況」が把握され、子どもや保護者に気になる状態が見られる場合には、個別面談や家庭訪問の機会を設け、実情の把握にも努められています。
【Ⅲ-4-(2) 子どもに対する指導計画が策定されている。】			評価結果	コメント
52	Ⅲ-4-(2)-①	指導計画を適切に策定している。	①・b・c	保育課程に基づき子どもの状態を捉えて指導計画が策定されており、それぞれの周期に応じて子どもの姿を振り返り、次の計画につなげられています。また、特に配慮が必要な子どもには、個別計画も策定されています。
53	Ⅲ-4-(2)-②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	①・b・c	

【A-1-(1) 養護と教育の一体的展開】			評価結果	コメント
54	A-1-(1)-①	保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	㉠・b・c	保育課程は、保育所保育指針などの主旨を捉え、保育の目標を達成することを目的に編成されています。内容から「人権尊重」や「自然や命の大切さに気付く」などの保育方針に沿った取り組みも読み取れます。
55	A-1-(1)-②	乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	㉠・b・c	乳児保育については担当制になっており、特定の人との関わりに配慮されています。保護者には「離乳食やおむつの外し方」等についての相談対応や助言も行われています。
56	A-1-(1)-③	1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	㉠・b・c	1・2歳児については、探索活動や「ごっこ遊び」が楽しめるように保育コーナーが設けられています。また、子どもの「やろう」とする気持ちを大切にしながら保育が行われています。
57	A-1-(1)-④	3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	㉠・b・c	3歳以上児については、世代間交流や異年齢交流で人との関わりを大切にできるよう配慮されています。また、「基本的生活習慣」の自立から定着までを見据えてた保育が展開されていることもうかがい知れます。小学校との交流の機会が年に3回設けられており、子どもたちには「小学校への期待を膨らます機会」に、保護者には「入学以降の見通しが持てる機会」に、それぞれつながるよう配慮されています。職員は「保小連絡会」による連携の中で、授業参観や懇談会により卒園児の状況把握や、就学に向けて必要なことを整理する機会につながっています。
58	A-1-(1)-⑤	小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	㉠・b・c	
【A-1-(2) 環境を通して行う保育】			評価結果	コメント
59	A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	㉠・b・c	園舎の老朽化により構造的に難しい箇所も見受けられますが、職員の創意工夫により、様々な方法で補われています。室内は清潔に保たれ、保育コーナーでは玩具などで自由に選べるよう整備されています。
60	A-1-(2)-②	子どもが基本的生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	㉠・b・c	園庭の遊具は業者による点検が年2回実施されています。職員で構成されている遊具安全委員会により、廊下の段差など想定できる危険箇所への対策を講じるなど、子供の安全確保に努められています。
61	A-1-(2)-③	子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	㉠・b・c	今年度は、遊びの環境づくりに取り組まれており、「保育コーナーの設置」や「玩具・粘土・色鉛筆などの整備」により、子どもが自由に選んで遊べるように環境が整えられています。
62	A-1-(2)-④	子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。	㉠・b・c	また、広い園庭では、身体を思う存分動かしたり、季節の野菜を収穫したり、秋にはどんぐりなど木の実を集めたり、季節の移り変わりを感じながら様々な体験が積み重ねられています。
63	A-1-(2)-⑤	子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	㉠・b・c	異年齢交流では、「ルールを守る」ことや「協同」すること、「思いやりの気持ちを持つ」ことなどを、様々な活動の中で体験しながら身につけられるよう配慮されています。
64	A-1-(2)-⑤	子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	㉠・b・c	保育士は、子どもの「やろう」という気持ちを大切に、「基本的生活習慣の自立から定着まで」を見守る気持ちで保育に当たられています。
【A-1-(3) 職員の資質向上】			評価結果	コメント
64	A-1-(3)-①	保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	㉠・b・c	保育士の自己評価により抽出された課題に基づき、自己研修目標が定められ、資質の向上に取り組まれています。所長、主任保育士との面談により、客観的な振り返りにもつながり、保育の改善に向けての意識づけが図られています。

A-2 子どもの生活と発達

【A-2-(1) 生活と発達の連続性】			評価結果	コメント
65	A-2-(1)-①	子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	㉠・b・c	子どもの状態は、「連絡ノート」や「保護者との対話」などから把握され、職員間で共有されています。子どもに寄り添い、個性に合わせて「見守る」、「待つ」、「促す」ことを大切にされています。障がいのある子どもについては、「要支援児個人記録」と「個別カリキュラム」が策定され、担当保育士は、研修会や、市の発達ルームとの連携、専門家からの助言を生かして保育に当たられています。延長保育では、昼間と異なる玩具や軽食などが準備され、くつろげるよう配慮された空間の中で、異年齢の子どもと遊んでいる姿が見られました。
66	A-2-(1)-②	障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	㉠・b・c	
67	A-2-(1)-③	長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法が配慮されている。	㉠・b・c	
【A-2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場】			評価結果	コメント
68	A-2-(2)-①	子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	㉠・b・c	既往症や予防接種の状況は健康診断表で把握されています。日々の健康状態は送迎時の保護者との対話により把握され、職員間では申し送りにより共有されています。食事に関しては、「食育カリキュラム」が策定され、月ごとにテーマを決めて「食事の大切さ」や、「食べることの楽しさ」に子どもたちが関心を持てるように配慮されており、子どもたちは菜園活動や給食のお当番活動などに取り組んでいます。給食の職員は、子どもの食事の様子を観察しながら、子どもの食事に関する情報を把握し調理に生かされています。健康診断と歯科検診が年2回実施され、結果については保護者に報告されると共に、保育に生かされています。
69	A-2-(2)-②	食事を楽しむことができる工夫をしている。	㉠・b・c	
70	A-2-(2)-③	乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	㉠・b・c	
71	A-2-(2)-④	健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	㉠・b・c	
【A-2-(3) 健康及び安全の実施体制】			評価結果	コメント
72	A-2-(3)-①	アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	㉠・b・c	食物アレルギーがある子どもの食事は、「除去食に関する申出書」を用いて、主治医からの指示に基づき提供されています。除去食には、ラップをかけるなどにより配膳時に間違いが生じないよう工夫されています。「アナフィラキシー」に関しては、特に注意が払われ、緊急時の対応マニュアルが整備されています。衛生管理については、整備されたマニュアルに基づき管理されており、月2回の給食会議において衛生管理についての検討も行われています。
73	A-2-(3)-②	調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	㉠・b・c	

A-3 保護者に対する支援

【A-3-(1) 家庭との緊密な連携】			評価結果	コメント
74	A-3-(1)-①	子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	㉠・b・c	「親子クッキング」が行われ、保護者が食育に関心がもてるよう取り組まれています。家庭での食事の状況は連絡帳により把握され、保育所での食事の内容は献立表により保護者へ伝えられています。懇談会や育児講座など、保護者との共通理解を得る機会も設定され、保護者支援にも取り組まれています。虐待に関しては、研修により組織全体としての知識の向上が図られており、子どもの様子や身体状況の観察などにより早期発見に努められています。虐待を受けていることを疑われる子どもについては、保育所内での協議と行政や関係機関との連携により対処され、解決に向けて協働されています。
75	A-3-(1)-②	家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	㉠・b・c	
76	A-3-(1)-③	子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	㉠・b・c	
77	A-3-(1)-④	虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	㉠・b・c	